

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目4番15号

氏名 伊勢久 株式会社

代表取締役 高木 裕明

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項
第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 平成30年6月14日

許可の有効年月日 平成35年2月26日



1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：廃油（揮発油類，灯油類及び軽油類，又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。），廃酸（pH2.0以下のもの，又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。），廃アルカリ（pH12.5以上のもの，又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。），汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成20年2月27日	新規許可		
平成25年4月16日	更新許可		
平成30年6月14日	更新許可		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	○	—	—
鉛又はその化合物	—	—	—	—	—	○	—
六価クロム化合物	—	—	—	—	○	—	—
砒素又はその化合物	—	—	—	—	○	○	—
シアン化合物	—	—	—	—	○	—	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—	○	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	○	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	—	○	○	—



廃対指令第208号

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目4番15号

伊勢久 株式会社

平成30年2月6日付けで申請のあった特別管理産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により許可する。

平成30年6月14日

茨城県知事 大井川和彦



条件

特になし。

（不服申立てに係る教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。